

○石狩川流域下水道組合職員の職員証に関する規程

制 定 平成27年6月5日 訓令第1号

改 正 令和7年3月4日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 本組合職員の職員証の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、職員とは、一般職に属する者をいう。ただし、常時勤務を要しない者を除く。

(職員証の交付)

第3条 職員には、その身分及び資格を証するため、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める職員証（以下「職員証」と総称する。）を交付する。

(1) 一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）に属する者 職員証（別記第1号様式）

(2) 一般職（会計年度任用職員に限る。）に属する者 職員証（別記第1号様式の2）

2 次の各号に掲げる資格については、職員証に記載することとし、それぞれ当該各号に定める権限を有するものとする。

(1) 出納員 滝川市の規則の準用に関する規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第14号）第2条第11号において準用する滝川市財務規則（昭和55年滝川市規則第34号。以下この項において「準用滝川市財務規則」という。）第7条第3項の規定に基づき、会計管理者からその事務の一部の委任を受け、又はその命により、その所管に属する現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関する事務をつかさどる。

(2) 現金取扱員 準用滝川市財務規則第7条第4項の規定に基づき、出納員からその事務の一部の委任を受け、又はその命により、その所管に属する歳入金の収納事務をつかさどる。

(3) 物品取扱員 準用滝川市財務規則第7条第5項の規定に基づき、出納員からその事務の一部の委任を受け、又はその命により、その所管に属する物品の出納事務をつかさどる。

(職員証の所持と着用)

第4条 職員は、常に職員証を携帯しなければならない。ただし、職務の執行に当たっては、職員証を着用することとする。

2 職員証の着用位置は、胸部とする。

(職員証の貸与等の禁止)

第5条 職員は、職員証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。

(職員証の再交付等)

第6条 職員は、職員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに職員証再交付願（別記第2号様式）を事務局長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 職員は、職員証の記載又は証明事項に変更を生じたときは、直ちに事務局長に申し出て、その変更事項の記載又は証明を受けなければならない。

3 職員証は、組合長が別に定める時期に更新するものとする。

(職員証交付簿)

第7条 事務局長は、職員証交付簿（別記第3号様式）を備え、その交付の状況を明らかにしなければならない。

(職員証の返還)

第8条 職員が退職等の理由により、この規程の適用を受けなくなったときは、直ちに現に交付を受けている職員証を事務局長に返還しなければならない。

附 則（平成27年6月5日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月4日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第3条第1項関係）

（表面）

職員番号
職員証
本証の者は、石狩川流域下水道組合職員であることを証明する。
年 月 日 石狩川流域下水道組合 印
資格等

（裏面）

石狩川流域下水道組合	
顔写真	所属名（施設名）及び役職
	氏 名
職員番号	

別記第1号様式の2（第3条第1項関係）

（表面）

職員番号	
職	員 証
本証の者は、石狩川流域下水道組合会計年度任用職員であることを証明する。	
年 月 日	石狩川流域下水道組合 印
資格等	

（裏面）

石狩川流域下水道組合	
顔写真	所属名(施設名)
	氏 名
職員番号	

別記第2号様式（第6条第1項関係）

職員証再交付願

年 月 日 下記の理由により職員証を { 紛失
損傷 } しましたので、再交付してください。

（理 由）

年 月 日

石狩川流域下水道組合長 様

職 氏 名 印

所 属 長	
-------	--

別記第3号様式（第7条関係）

職 員 証 交 付 簿

決 裁				交 付 又 は 再 交 付 年 月 日	番 号	氏 名	受領印	返 還 又 は 紛 失 等 年 月 日	備 考

- (注)1. 交付の場合は、備考欄にその理由を記載すること。
 2. 返還または紛失等年月日は、朱書するものとし備考欄にその理由を記載すること。